

# 5月5日～11日は「児童福祉週間」です。 住民福祉係

## 児童福祉週間とは

すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら健やかに育つことは、社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであります。児童福祉の理念の一層の周知と子供を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るため、昭和22年から毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。

## 平成27年度児童福祉週間標語

『世界には 君の輝く 場所がある』

\*厚生労働省では毎年9月頃から標語の募集をしています。

ぜひ行事に  
お出かけください

## 各種取組

週間中は全国各地で各種事業及び行事を行います。詳細は厚生労働省HPをご覧ください。

## 介護保険制度改正について

住民福祉係

平成27年介護保険制度改正について、8月より実施される制度改正についてお知らせ致します。

一定以上の所得のある方の利用者負担割合の変更と、施設入所の際の負担限度額認定の要件が下記のように変更となりますので、ご理解のほどお願い致します。

### ① 一定以上所得者は利用者負担が2割になります

介護保険の利用額は、原則1割負担となっておりましたが、下記の要件に該当する方は、2割負担となります。

- 65歳以上で、本人の合計所得金額が160万円以上の人。
- 同一世帯の第一号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の人。

### ② 施設を利用している方の食費・居住費の負担限度額に資産等の要件が加わります

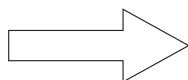
所得が低い方で、介護保険施設及び短期入所（ショートステイ）を利用している方の食費・居住費の負担限度額の認定について、下記の要件に該当する場合は、認定されなくなります。

- 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合。
- 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも預貯金が単身1,000万夫婦2,000万円を超える場合。

## 介護保険施設の多床室の居住費の変更について

※平成27年4月1日より、介護保険施設の多床室の負担限度額が下記のとおり見直されております。

平成27年3月31日まで  
320円



平成27年4月1日から  
370円

現在発行している介護保険負担限度額認定証に多床室に係る負担限度額欄には、320円と記載しておりますが、平成27年4月1日より370円に改定されておりますので、有効期限までは読み替えてご利用いただきますようお願い致します。